

※投票できる場所や時間は、投票する市区町村の選挙管理委員会へお問い合わせください。

▼病院、老人ホームなどの施設で投票する場合

県の選挙管理委員会が指定した病院、老人ホームや老人保健施設などに入所している方は、その施設で投票することができます。
投票用紙などは施設長などを通じて請求することができ、投票は施設長などの管理する場所で行います。
施設に入所中や病院に入院中の方は、施設に問い合わせてください。

「代理記載制度」郵便などによる不在者投票にあたり、本人が自分で投票用紙に記載できない場合に、あらかじめ定めた代理記載人が投票用紙に記載する制度で、次の方が対象となります。
・身体障害者手帳に上肢または視覚の障がいの程度が1級と記載されている方
・戦傷病者手帳に上肢または視覚の障がいの程度が特別項症から第2項症までと記載されている方

▼郵便などで投票する場合

郵便などによる不在者投票ができる方は、次に該当する方です。

身体障害者手帳	戦傷病者手帳	介護保険被保険者証
両下肢・体幹・移動機能の障がい【1級または2級】	両下肢・体幹の障がい【特別項症から第2項症】	要介護状態区分が要介護5
心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸の障がい【1級または3級】	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓の障がい【特別項症から第3項症】	
免疫・肝臓の障がい【1級から3級まで】	—	

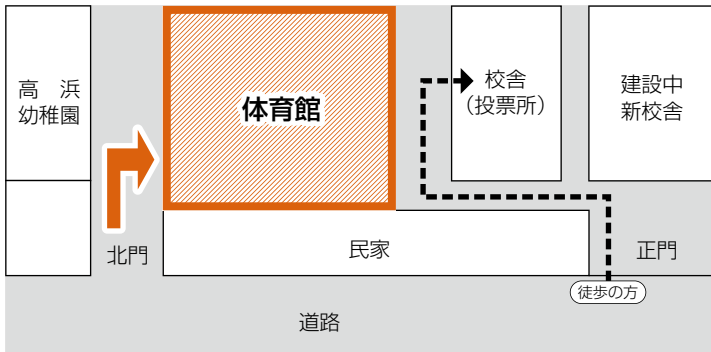
※ただし、あらかじめ「郵便等投票証明書」が必要です。申請が必要です。高浜市選挙管理委員会に申請してください。

※不在者投票の手続は時間がかかりますので、早めに手続してください。申請方法など詳しくは問い合わせください。

第8投票所（高浜小学校）の駐車場について

高浜小学校は現在建替え工事のため、車で来場の方は体育館下に駐車してください。

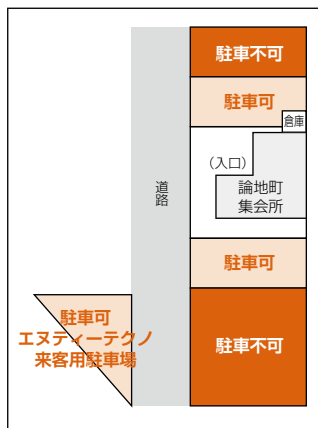
●高浜小学校 駐車場案内図



第9投票所（論地町集会所）の駐車場について

車で来場の方は、駐車可の区域に駐車してください。投票日当日にかぎり、エヌティーテクノ来客用駐車場も利用できます。

●論地町集会所 駐車場案内図



●論地町集会所 案内図

